



平成 19 年 8 月 27 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合わせ先 専務取締役 金 昌明
(TEL (048)225-5311)

外部調査委員会調査報告書受領のお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 17 日付けリリース「前取締役らに対する責任追及のための外部調査委員会設置のお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、外部調査委員会を設置し、同委員会に対して、株式会社宝屋の買収に関する前取締役らの善管注意義務違反の有無等につき諮問しておりましたが、本日、外部調査委員会より添付別紙の調査報告書を受領しましたので、お知らせいたします。

当社は、今後、調査報告書の内容を踏まえて対応を行う予定です。

以 上

【別 紙】

調 査 報 告 書

日本精密株式会社 外部調査委員会

平成 19 年 8 月 24 日

調査報告書

平成 19 年 8 月 24 日

日本精密株式会社
代表取締役社長 岡林 博 殿

外部調査委員会

委員長 弁護士 高 山 崇 彦

委員 弁護士 大 塚 和 成

委員 弁護士 西 岡 祐 介

当委員会は、貴社より、株式会社宝屋の買収に関する元取締役らの善管注意義務違反の有無等につき調査を諮問されたので、その結果について、以下のとおり報告する。

第1章 調査対象及び調査方法

第1 調査対象

日本精密株式会社(以下「日本精密」という。)の取締役会は、平成19年7月17日、当職ら3名の委員をもって構成する本委員会に対し、下記の事項の調査を諮問した。

記

- (1) 日本精密取締役会において、株式会社宝屋(以下「宝屋」という。)株式の発行済み全株式を無償で取得した上で、宝屋に対して1億円の出資を行うこと(以下「本件買収」という。)についての決議に取締役として賛成した宮田治、江原正人、篠田博一、海老原幸夫及び宮野公作(以下「元取締役ら」という。)の善管注意義務違反の有無
- (2) 上記(1)において善管注意義務違反が認められた場合、元取締役らを提訴することが相当か否か

第2 調査方法

本委員会は、本委員会の調査に先立ち発足された社内調査委員会(委員長:日本精密常勤監査役中嶋春樹)による社内調査委員会報告書及びその基礎となった資料その他の資料等を精査の上、平成19年8月9日に宮田治元(代表)取締役及び田崎政己経理部長(本件買収時の経理担当取締役。以下「田崎氏」という。)から事情聴取を行い、上記諮問事項について検討を行った。なお、当委員会は、他の元取締役からも事情聴取を行うべく3度にわたり聴取機会を設けたが、他の元取締役らは出頭に応じなかったため、事情聴取を行えなかったことを付言する。

第2章 調査の結果

第1 元取締役らの善管注意義務違反の有無

1. 検討の枠組み

取締役は、会社に対して善管注意義務を負うところ(会社法330条、民法644条)法令等に違反する行為を行った場合や取締役としての裁量を逸脱する判断を

行った場合には、善管注意義務違反となる。そして、裁量逸脱の有無の判断は、裁判例上¹、経営上の措置を執った時点において、その判断の前提となった事実の認識に重要なかつ不注意な誤りがないこと及び通常为企业経営者を基準として、意思決定の内容が特に不合理・不適切なものでないことを基準として判断されていると考えられる（経営判断の原則）。

そこで、以下においては、本件買収が、上記経営判断の原則に照らして、及びの観点から、取締役としての裁量を逸脱するものであるかについて検討する。

2. 裁量逸脱の有無についての検討

(1) 本件買収に関する経緯

上記第1章第2の調査によれば、本件買収に関する経緯は以下のとおりであると認められる。

ア デューデリジェンスの実施

宝屋の子会社化の案件は、日本精密の当時の筆頭株主であった篠邊貞道氏（以下「篠邊氏」という。）が持ち込んだ案件であったところ、篠邊氏が代表取締役を務めるプラコム株式会社（以下「プラコム」という。）のグループ会社であった株式会社アジアピーアンドアールネットワークの代表取締役を務めた経歴があり、また篠邊氏の推薦により平成18年6月に日本精密の取締役に就任した篠田元取締役が主導して案件を進めていた。

篠田元取締役は、平成19年1月17日の取締役会の上で宝屋の財務内容及び宝屋株式の評価に関する調査を加納孝彦公認会計士に対して依頼し、元取締役からは、平成19年4月13日頃、調査報告書（以下「加納報告書」という。）を受領した。

加納報告書は、「対象会社（注：宝屋のこと）は帳簿上で既に222百万円の債務超過であり、更に死蔵在庫等不良資産を考慮すればその額は250百万円ないし300百万円に達するものと予想され、かつ、自力での早期再生はほぼ確実に無理な状態である。」、「重要な検出事項として、対象会社には商品の入出庫記録がないことが指摘される。つまり、在庫の正確な受払い記録がなく、半期、期末の実地棚卸の結果に基づいて売上原価を求めるという井勘定であるということである。ヨリ詳しく述べれば商品コードの設定が確定せずしたがってパソコン入力すらできな

¹東京地判平5.9.16判時1496号25頁、東京地判平8.2.8資料版商事144号115頁、大阪地判平11.5.26判時1710号153頁、大阪地判平15.10.15金判1178号19頁等。

い状態にある。」と指摘した上で、宝屋株式の評価については、時価純資産方式、類似業種批准方式、配当還元法、収益還元法その他の方法で評価しても 0 円であると結論付けている。

イ 社内での議論

加納報告書を受領した田崎氏は、宝屋の財務状況に鑑みて、1 億円程度の増資では、同社の財務状況は改善されないこと、及び当時の日本精密の資金繰りを考えると、1 億円もの金額を支出すると日本精密の資金がショートする危険性も否定できなかったこと等の理由により本件買収に反対である旨を宮田元取締役、篠田元取締役及び海老原元取締役などに述べた。

しかし、同氏らは、O E M企業体系からの脱却のためには、販路を得ることが必要であり、販社である宝屋の買収が必要である、ビジネスにリスクはつきものであるなどと述べ、田崎氏の意見に取り合わなかった。

ウ 監査役会からの意見

日本精密の監査役会は、平成 19 年 4 月 27 日、取締役会に対して、本件買収にあたって十分なデューデリジェンスが行われていないことを理由として、本件買収に伴う日本精密の実益（連結債務を背負い込む以上の実益）が具体的に見込まれること、並びに、日本精密の財務状況及び今後の増資等の資金調達計画に悪影響を与えるものでないことについて確認を求める旨の意見書を提出した。

エ 篠田元取締役らによる宝屋取締役の就任

平成 19 年 4 月 27 日、篠田元取締役は宝屋の代表取締役に、宮野元取締役は取締役に就任した。

オ 本件買収に関する取締役会

元取締役らは、本件買収を議題とする取締役会を開催し、同取締役会において、篠田元取締役が取締役会資料を配布した。同資料には、宝屋の 2007 年度計画書、宝屋 3 ヶ年事業計画、宝屋 10 ヶ年事業計画などが記載されているところ、これらは本件買収を主導していた篠田元取締役自身が作成した計画であったにもかかわらず、他の元取締役らは、その正当性、真実性及び実現可能性等について、専門家の意見を聴取していないのみならず、自らも何らの検証も行わなかった。また、

同資料には、宝屋は「プラコムの支援で再建に取り組んでおり、膿を出し切って再建スピードが上がるステージになっております。」と記載されているが、プラコムの財務状況等、プラコムによる支援の継続可能性について、元取締役らは何らの検証も行わなかった。

同取締役会においては、監査役会は、「当該案件について危惧する。取締役会の十分な検討の上での経営判断による決議ができるのか、債務超過会社の子会社化にはリスクがある。監査役会としては、決算対応を含め取締役会としての買収の必要性、相当性が市場に合理的な説明ができることがポイントとなる。」と指摘したが、元取締役らは「販路と営業マンを得ることが目的である。」「当社のOEM企業体系からの脱却を目指す」として、本件買収を承認可決した。

カ 本件買収に関する決議を行うに際して未検討の事項

当委員会が宮田元取締役及び田崎氏から事情聴取した結果、本件買収に際して、以下の事項について検討しておらず、把握していないとの回答を得た。

販路と営業マンを得ることが目的であれば、子会社の新設や財務状況の良い他の会社で良いにもかかわらず、なぜ、あえて債務超過状態にある宝屋を買収する必要性があったのか。

販路と営業マンを得ることが目的であれば、宝屋株式の無償譲受だけで目的は達せられるにもかかわらず、なぜ1億円もの増資が必要であったのか。逆に、田崎氏が宝屋の財務状況に鑑みて、1億円程度の増資では、同社の財務状況は改善されないと述べたにもかかわらず、なぜ増資額を1億円としたのか。

1億円を増資することにより、日本精密が具体的にどの程度のリターンが得られるのか。

そのリターンを得るために、1億円を増資が必要なのか。

債務超過会社である宝屋を子会社化することにより日本精密の連結会計に与える影響の有無及び程度。

キ 本件買収資金である1億円についての宝屋の用途

平成19年5月1日、日本精密より宝屋に対して1億円が出資され、増資が完了した。

宝屋は、日本精密の大株主である篠邊氏が代表取締役を務めるプラコムに対して手形を振り出していたところ、これらの手形は支払期限が未到来であったにも

かわらず、期限前弁済され、上記 1 億円がこれに充当された。

ク プラコムによる再生手続開始の申立て

宝屋の大口取引先であり、篠田元取締役作成の取締役会資料において、宝屋が経営再建のために支援を受けていると記載されていたプラコムは、平成 19 年 6 月 29 日付けで東京地方裁判所に再生手続開始の申立てを行い、同年 7 月 6 日に再生手続開始の決定を受けている。

(2) 経営判断の原則への当てはめ

上記の経緯により実行された本件買収が、前記の経営判断の原則に照らして、取締役としての裁量を逸脱するものであるかについて以下、検討する。

ア 判断の前提となった事実の認識に重要なかつ不注意な誤りがないか。

まず、一般論として、投資に関する決定を行う際には、リスクとリターンに関する情報を収集し、それを分析することが必要であることは当然である。加えて、宝屋は加納報告書において、約 3 億円もの債務超過状態にあり、「自力での早期再生はほぼ確実に無理」と指摘されているとおり、投資リスクが通常よりも著しく高いことが明らかであるから、極めて慎重に情報収集及び情報分析を行うことが要求される。

したがって、本件買収の判断を行う前提としては、少なくとも以下のような事項について情報収集及び情報分析を行うことが必要であるといえ、このような情報収集及び情報分析をせずに投資判断を行うことは、その判断の前提となった事実の認識に重要なかつ不注意な誤りがあったものと考えられる。

(a) リスクの有無及び程度に関する事項

- ・ 1 億円の増資で宝屋の財務状況が改善し、経営が安定するのか。
- ・ 当社の連結会計に与える影響の程度はどの程度か。
- ・ 宝屋は事業計画を達成できるのか。
- ・ 宝屋の事業計画の達成に関する不確定要因は何か。
- ・ 万が一、宝屋の経営が破綻した場合、当社に深刻な影響を及ぼすものではないか。

(b) リスクの軽減又は回避する方策等に関する事項

- ・ そもそも増資が必要なのか。

- ・ 子会社の新設や財務状況の良い他の会社の買収では目的を達することができないのか。
- ・ 宝屋が事業計画を達成できず経営破綻をするおそれが生じた場合に、当社が支援することが可能か。

(c) リターンに関する事項

- ・ 宝屋を買収することでどの程度の具体的なリターンが得られるのか。
- ・ 宝屋を買収することでリターンが得られる可能性及びその前提となる事実。

しかるところ、元取締役らは、本件を主導推進していた篠田元取締役が作成した宝屋の事業計画を鵜呑みにして、その正当性、真実性及び実現可能性のほか、当該事業計画達成のための前提となっている事実が何か等についての検証を行わず、さらには、上記(1)カ記載の事項についても検討を行わず、把握すらしていないというのであって、上記(a)ないし(c)の点について全く情報収集及び情報分析がなされていないといわざるを得ない。

したがって、元取締役らが、本件買収の判断の前提となった事実の認識に重要なかつ不注意な誤りがあったと認められる。

イ 通常の企業経営者を基準として、意思決定の内容が特に不合理・不適切なものでないか

本件において、元取締役らは、OEM企業体系からの脱却のためには、販路と営業マンを得ることが必要であるとの理由のみで、本件買収を行っており、上記アに記載のような通常の企業経営者が当然、考慮するであろう事項について何ら検討を行っていない。元取締役らが本件買収を決議するに際して、その判断の基礎とした資料からすれば、通常の企業経営者であれば、これらの事項について検討した上でなければ、本件買収を決議することはないといえる。

したがって、元取締役らの意思決定は、通常の企業経営者を基準として、特に不合理・不適切なものであるといわざるを得ない。

なお、付言すると、宝屋に出資した1億円は、即日、篠邊氏が代表取締役を務めるプラコムを受取人とする手形の期限前弁済に充当されていること、本件買収の主導的役割を担った篠田元取締役は篠邊氏の推薦によって日本精密の取締役に就任していること、篠田元取締役が本件買収が実行される直前に宝屋の代表取締役に就任していること、篠田元取締役自身もプラコムのグループ会社の代表取締役に就任していたことがあること、本件買収のわずか2ヶ月後にはプラコムが再生手続開始の決定を受けていることなどの事情を総合的に考慮すると、元取締役

らは、経営危機状況にあった篠邊氏の保有会社を支援する目的で宝屋に対して 1 億円を出資したという疑念を払拭できない。

3 . 結論

以上より、本件買収にかかる取締役会決議に賛成した元取締役らの経営判断は取締役としての裁量を逸脱するものと言え、元取締役らには善管注意義務違反が認められる。

第 2 元取締役らを提訴することが相当か否か

宝屋は、本件買収後も 1 億円以上の債務超過状態にあり、本件買収からわずか 2 ヶ月後の平成 19 年 7 月 5 日には手形の不渡りを出していることからすれば、そもそも事業計画自体が履行可能性のない杜撰なものであったと認められ、本件買収に際して 1 億円の出資をした時点において、その回収可能性はなかったと言わざるを得ない。そして、宝屋の財務状況が日本精密の連結会計に与える重大な悪影響を回避すべく、日本精密は、同月 17 日、荒記秀有氏及び荒記修二氏に対して、宝屋株式全部を無償にて譲渡した。

したがって、元取締役らの善管注意義務違反の行為により、日本精密に少なくとも 1 億円以上の損害が生じており、元取締役らは、連帯して日本精密に対して同損害を賠償する責任を負うと考えられる。

そこで、当委員会は、元取締役らに対して、上記損害に対応する金員を自主的に返納する意思の有無を確認したが、いずれの元取締役にも自主返納の意思は認められなかった（なお、宮田元取締役は、日本精密の経営陣が交代した平成 19 年 6 月 28 日の日本精密の定時株主総会の翌日である 6 月 29 日に、自宅の名義を妻名義に変更している。）

以上より、当委員会としては、本件買収に起因して日本精密に生じた損害につき、元取締役に対して損害賠償請求の訴えを提起することを相当とする。但し、元取締役らが翻意して、相当額の自主返納に応じた場合には、この限りではないと思料する。

以 上